

令和2年第1回南島原市教育委員会定例会

日時 令和2年1月29日(水) 午後2時
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

- 議案第1号 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 学校給食センター新築工事(建築)請負契約の締結について
- 議案第3号 学校給食センター新築工事(電気)請負契約の締結について
- 議案第4号 学校給食センター新築工事(機械)請負契約の締結について
- 議案第5号 財産の取得について(学校給食センター厨房機器購入)

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 令和2年度南島原市学校給食費の改定について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

第7 閉会

令和2年第1回南島原市教育委員会定例会教育長報告

○令和元年12月の諸会議並びに諸行事

- 25日(水) 14:00 令和元年第12回教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 26日(木) 14:00 令和元年度南島原市イングリッシュ・パフォーマンスコンテスト(カ
ムス)
- 15:00 令和元年度第3回社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議(南有馬
庁舎)

○令和2年1月の諸会議並びに諸行事

- 4日(土) 10:00 令和2年南島原市成人式(コレジヨホール)
- 5日(日) 9:30 令和2年南島原市消防出初式(コレジヨホール)
- 6日(月) 9:00 仕事始め式(西有家庁舎)
- 9:30 部局長・支所長会議(西有家庁舎)
- 8日(水) 14:00 市町別教育長人事ヒアリング(長崎市)
- 10日(金) 17:00 南島原市商工会第10回新春賀詞交歓会(ザ・マーキーズ)
- 12日(日) 13:30 南島原市世界遺産登録1周年記念シンポジウム(コレジヨホール)
- 15日(水) 17:00 文科大臣表彰受賞報告(口之津中学校:林田教諭)(南有馬庁舎)
- 17日(金) 9:30 南島原市学校給食会役員会(南有馬庁舎)
- 19日(日) 8:00 第14回島原半島地区対抗駅伝競走大会(雲仙市)
- 20日(月) 14:00 市町別教育長人事ヒアリング(長崎市)
- 21日(火) 14:00 第12回B&G全国サミット(22日まで)(東京都)
- 24日(金) 13:00 令和元年度島原半島三市校長会合同研修会・交流研修会(ザ・マー
キーズ)

議案第 1 号

南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）により、特別職非常勤職員の厳格化及び令和 2 年 4 月 1 日に北有馬幼稚園が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

令和 2 年 1 月 29 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「特別職の職員で非常勤のもの」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する市の職員で非常勤のもの」に改める。

別表自治会長の項、農事実行組合長の項、納税組合長の項、交通指導員の項、母子保健推進員の項、健康づくり推進員の項、海難救助員の項、外国語指導助手の項、国際交流員の項、英語指導助手の項、幼稚園医の項、幼稚園歯科医の項及び幼稚園薬剤師の項を削る。

別表備考第1項中「投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人」を「投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人」に改める。

別表中備考第2項を削り、備考第3項を備考第2項とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の別表備考第1項の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新				旧			
(目的)				(目的)			
<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する市の職員で非常勤のもの</u>（別に定めるものを除く。以下「非常勤特別職」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p>				<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、<u>特別職の職員で非常勤のもの</u>（別に定めるものを除く。以下「非常勤特別職」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p>			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
職名	区分	報酬額（円）		職名	区分	報酬額（円）	
(略)				(略)			
図書館協議会委員	日額	6,000		図書館協議会委員	日額	6,000	
				自治会長	年額	均等36,000 世帯2,000	
				農事実行組合長	年額	基本額8,000 戸数割900	
				納税組合長	年額	基本額8,000 戸数割500	
情報公開審査会委員	委員長	日額	18,000	情報公開審査会委員	委員長	日額	18,000

	委員		15,000
(略)			
交通安全対策協議会委員		日額	6,000
奨学資金貸付審議会委員		日額	6,000
教育支援委員会委員		日額	6,000
健康づくり推進協議会委員		日額	6,000
(略)			
有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員		日額	6,000

	委員		15,000
(略)			
交通安全対策協議会委員		日額	6,000
交通指導員		年額	78,000
奨学資金貸付審議会委員		日額	6,000
教育支援委員会委員		日額	6,000
母子保健推進員		年額	基本額48,000 訪問件数割700
健康づくり推進員		年額	基本額5,000 訪問件数割100
健康づくり推進協議会委員		日額	6,000
(略)			
有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員		日額	6,000
海難救助員	出動時	1回	7,000
	会議時		2,000
外国語指導助手		月額	280,000

保健衛生医	日額	18,000
(略)		
学校薬剤師	年額	46,500
附属機関の構成員及びその他の非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	
備考		
<p>1 <u>投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬</u>については、時間割計算により支給することができる。</p> <p>2 <u>農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬</u>については、農地等の利用の最適化の推進のための活動に係るものとして、予算の範囲内で市長が定める額を、加算して支給することができる。</p>		

国際交流員	月額	280,000
英語指導助手	月額	200,000
保健衛生医	日額	18,000
(略)		
学校薬剤師	年額	46,500
幼稚園医	年額	200,000
幼稚園歯科医	年額	200,000
幼稚園薬剤師	年額	46,500
附属機関の構成員及びその他の非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	
備考		
<p>1 <u>投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬</u>については、時間割計算により支給することができる。</p> <p>2 <u>外国語指導助手及び国際交流員の報酬</u>については、再任用された場合の2年目は月額300,000円、3年目は月額325,000円、4年目以降は月額330,000円とする。<u>外国語指導助手、国際交流員及び英語指導助手で、任用期間が1年未満となるものについては、所得税等が賦課される場合は、その額を考慮して調整した額を支給することができる。</u></p> <p>3 <u>農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬</u>については、農地等の利用の最適化の推進のための活動に係るものとして、予算の範囲内で市長が定める額を、加算して支給することができる。</p>		

○南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

平成18年3月31日条例第30号

改正

平成18年3月31日条例第188号
平成18年7月24日条例第196号
平成18年8月1日条例第205号
平成18年9月29日条例第209号
平成19年3月26日条例第9号
平成19年6月26日条例第29号
平成19年12月25日条例第44号
平成20年3月25日条例第10号
平成20年9月18日条例第26号
平成21年3月24日条例第8号
平成21年7月1日条例第22号
平成22年12月20日条例第34号
平成23年10月3日条例第11号
平成23年12月26日条例第14号
平成24年3月21日条例第2号
平成25年3月26日条例第13号
平成25年6月28日条例第32号
平成26年3月25日条例第4号
平成27年3月24日条例第7号
平成27年12月21日条例第25号
平成27年12月21日条例第30号
平成28年3月23日条例第17号
平成28年10月7日条例第40号
平成28年12月26日条例第48号
平成29年3月23日条例第11号
平成29年10月11日条例第21号
平成29年12月22日条例第23号
平成30年3月22日条例第18号
平成31年3月28日条例第5号

南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年261号）第3条第3項に規定する特別職に属する市の職員で非常勤のもの（別に定めるものを除く。以下「非常勤特別職」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 非常勤特別職の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 非常勤特別職が公務のため旅行したときは、費用弁償として、南島原市職員等の旅費

及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第39号）の規定を準用して旅費を支給する。この場合における旅費の額は、副市長及び教育長の旅費相当額とする。

（報酬の支給）

第4条 報酬の支給は、次の各号に定める日までに支給する。ただし、離職又は死亡の場合は、その都度支給する。

- (1) 報酬が年額で定められているもの 3月
- (2) 報酬が月額で定められているもの 毎月その月分を翌月10日
- (3) 報酬が日額で定められているもの 翌月10日
- (4) 前各号により難しい場合においては、別に市長が定める。

（支給方法）

第5条 年額又は月額により支給される報酬は、任命、選任又は選挙された日から、任期満了、辞任、失職又は死亡によりその職を離れた日までを、当該月の実日数を基礎とした日割計算（この場合1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）により支給する。

- 2 日額により支給される報酬は、執務日数に応じその日額を支給する。
- 3 1回を単位として支給される報酬は、1選挙及び1選挙会又は1投票ごとに支給する。ただし、2種以上同時に選挙を行うときはこれを1回とみなす。
- 4 前項に規定するもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成18年3月31日に就職した非常勤特別職の職員については、別に定める場合を除き、第5条第1項の規定にかかわらず、同月又は同日分の報酬は支給しないものとする。

附 則（平成18年3月31日条例第188号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月24日条例第196号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月1日条例第205号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第209号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月26日条例第29号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に景観審議会委員の項を加える改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月3日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年度までに任用された外国語指導助手及び国際交流員で平成24年度以降引き続き任用されるものの報酬については、改正後の別表の規定にかかわらず、月額300,000円とし、所得税等が賦課される場合は、その額を加算した額とする。

附 則 (平成25年3月26日条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表に健康づくり推進員の項を加える改正規定は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年6月28日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日条例第25号)

この条例は、平成28年1月4日から施行する。ただし、別表の改正規定（「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日条例第30号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月7日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の別表の規定は適用せず、改正前の別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年3月23日条例第11号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月11日条例第21号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名		区分	報酬額（円）
教育委員会委員		月額	34,800
選挙管理委員会	委員長	日額	6,500
	委員		6,000
農業委員会	会長	月額	43,500
	会長代理		36,500
	委員		34,800
農地利用最適化推進委員		月額	30,600
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	6,500
	委員		6,000
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	月額	130,000
	議会の議員		52,000

	のうちから 選任された 者		
選挙長		1回	10,600
投票所の投票管理者			12,600
期日前投票所の投票管理者			11,100
開票管理者			10,600
投票所の投票立会人			10,700
期日前投票所の投票立会人			9,500
開票立会人			8,800
選挙立会人			8,800
国民健康保険運営協議会委員		日額	6,000
民生委員推薦会委員		日額	6,000
子ども・子育て会議委員		日額	6,000
いじめ問題再調査委員会委員		日額	6,000
総合計画審議会委員		日額	6,000
都市計画審議会委員		日額	6,000
景観審議会委員		日額	6,000
空家等対策協議会委員		日額	6,000
社会教育委員		日額	6,000
公民館運営審議会委員		日額	6,000
文化財保護審議会委員		日額	6,000
史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員		日額	6,000
世界遺産影響評価委員会委員		日額	6,000

スポーツ推進委員		年額	40,000
防災会議委員		日額	6,000
国民保護協議会委員		日額	6,000
図書館協議会委員		日額	6,000
情報公開審査会委員	委員長	日額	18,000
	委員		15,000
個人情報保護審議会委員		日額	6,000
個人情報保護審査会委員	委員長	日額	18,000
	委員		15,000
障害支援区分認定審査会委員	医師	日額	18,300
	その他		15,000
指定管理者選定委員会委員		日額	6,000
特別職報酬等審議会委員		日額	6,000
政治倫理審査会委員		日額	6,000
行政改革推進委員会委員		日額	6,000
入札監視委員会	委員長	日額	6,500
	委員		6,000
プロポーザル審査委員会委員		日額	6,000
交通安全対策協議会委員		日額	6,000
奨学資金貸付審議会委員		日額	6,000
教育支援委員会委員		日額	6,000
健康づくり推進協議会委員		日額	6,000
環境問題対策審議会委員		日額	6,000

地下水保全審議会委員		日額	6,000
モーテル類似施設審議会委員		日額	6,000
学校給食運営審議会委員		日額	6,000
鳥獣被害対策実施隊員		日額	6,000
上下水道料金等審議会委員		日額	6,000
水道施設整備事業評価委員会委員		日額	6,000
おいしい南島原ブランド認定委員会委員		日額	6,000
有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会委員		日額	6,000
保健衛生医		日額	18,000
福祉事務所嘱託医	一般	月額	46,800
	精神		15,000
老人ホーム入所判定会委員		日額	10,500
保育所嘱託医	内科	年額	120,000
	歯科		60,000
産業医		月額	50,000
過重労働相談医		年額	30,000
学校医		年額	200,000
学校歯科医		年額	200,000
学校薬剤師		年額	46,500
附属機関の構成員及びその他の非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額		
備考			
1 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬については、時間割計算により支給することができる。			
2 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬については、農地等の利用の最適化の推進のための活動に係るものとして、予算の範囲内で市長が定める額を、加算して支給することができる。			

議案第2号

学校給食センター新築工事（建築）請負契約の締結について

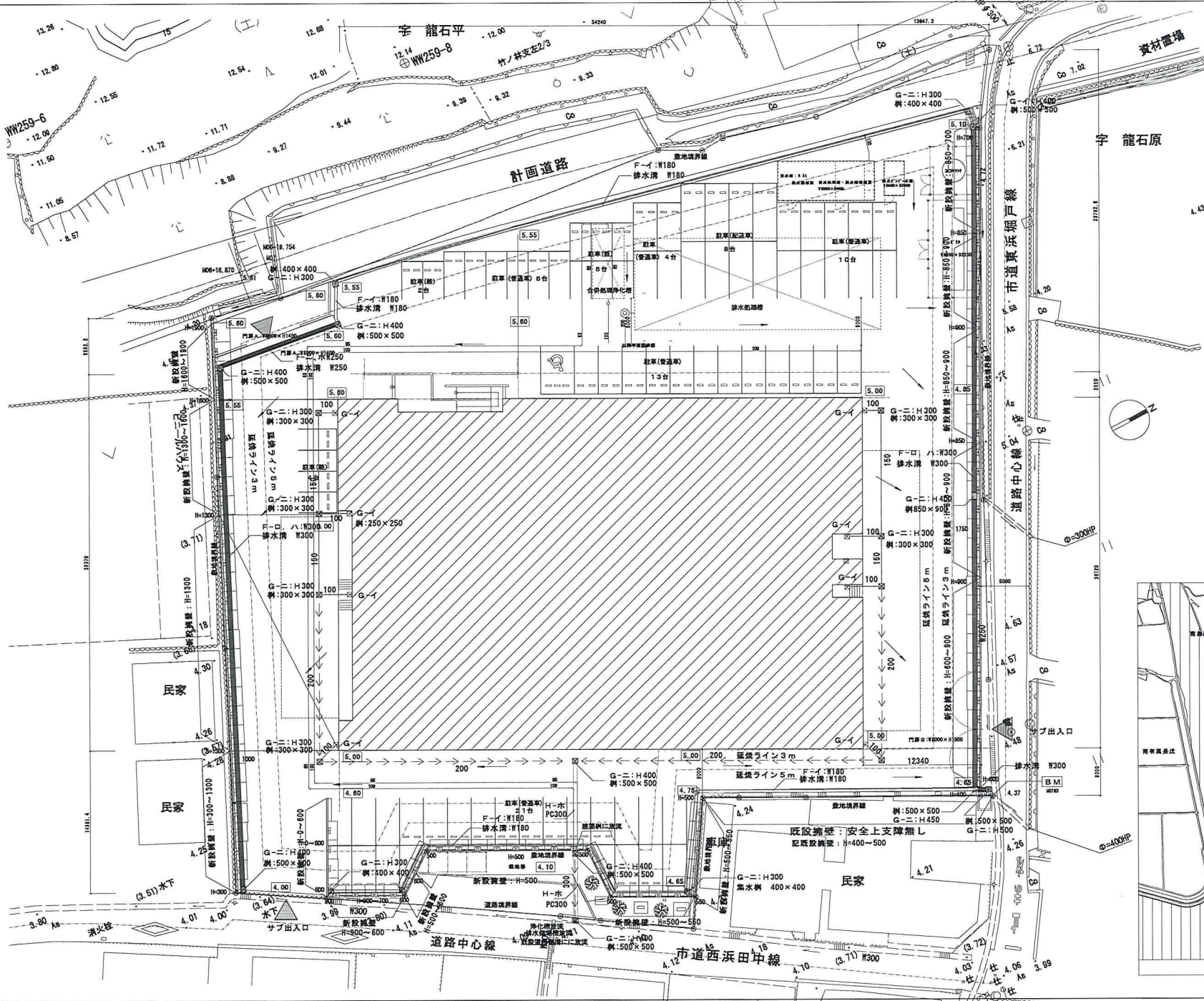
提案理由

次のとおり、学校給食センター新築工事（建築）を契約するため、議会の議決を経る必要があるため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条7号の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和2年1月29日

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

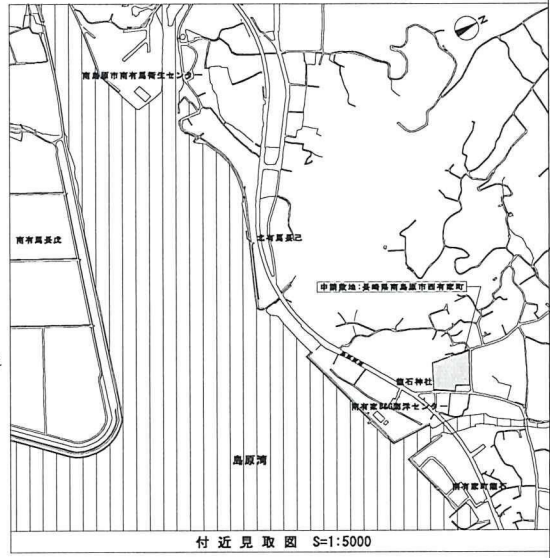
- 1 契約の目的 学校給食センター新築工事（建築）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 654,500,000円
- 4 契約の相手方 川田・三青特定建設工事共同企業体
代表構成員 長崎県南島原市深江町戊3987番地353
川田建設工業株式会社
代表取締役 下田 幸廣
その他構成員 長崎県南島原市布津町丙2791番地1
株式会社三青 南島原営業所
所長 松本 好生



施設名称	南鳥原市学校給食センター
建設場所	南鳥原市西有家町龍石字松崎地内
施設用途	工場(給食センター) 用途区分08340
用途地域	都市計画区域外
隣接道路	市道西浜田中線(東側) 市道東浜瀬戸線(北側)
計画道路	敷地西側

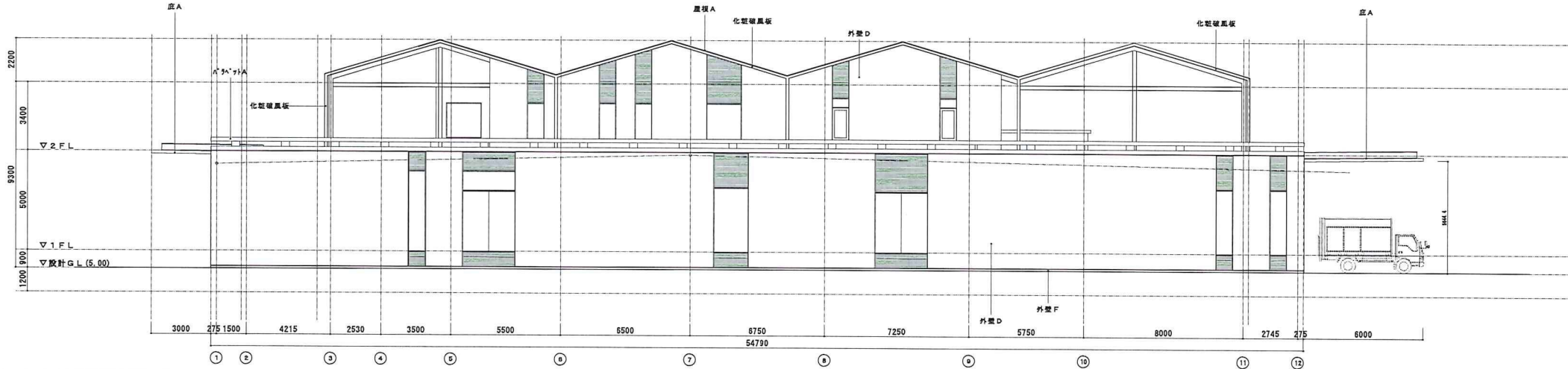
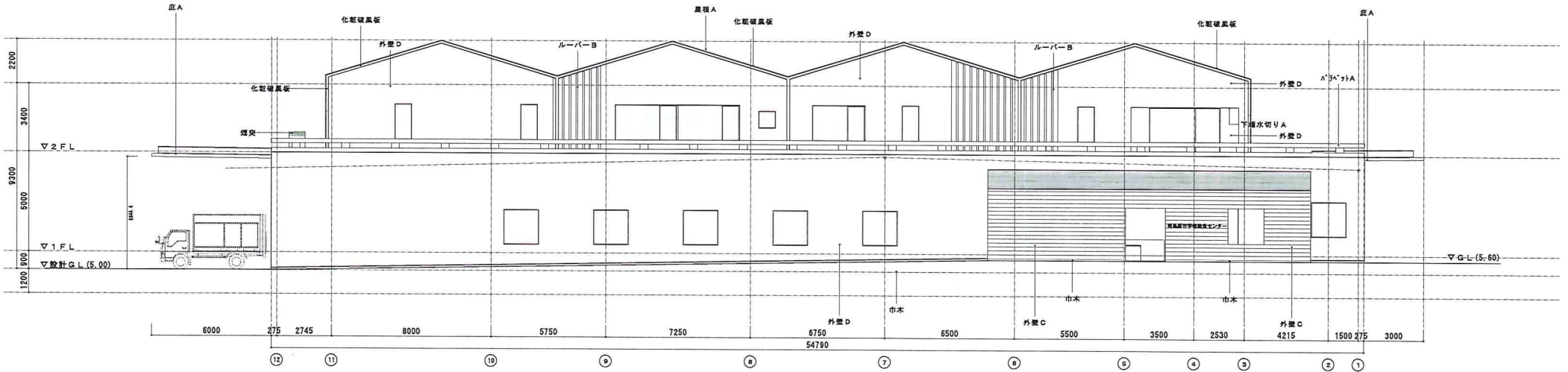
- 4. ※ 計画地盤高さを示す
- 4. ※ 現況地盤高さを示す
- 5.00 設計G.L.を示す
- 敷地境界線

資料1
(配置図・付近見取り図)



付近見取り図 S=1:5000

学校給食センター新築工事		図面番号	A-13
図面番号	29-842	図面名称	配置図・付近見取り図
縮尺	S=1:200(A1)	DATE	2019.11.14
縮尺	E=1:400(A3)		
1 級建築士第298645号 田中 健一 郎			
<small>鳥取県鳥取市南町1番(旧ハイムスクエアF) 鳥三省設計事務所 TEL 0850-825-2124 FAX 825-2145</small>			



外部仕上表

1	屋根A 傾斜きポリウレタン樹脂塗膜55AZ鋼板 (F)0.4+ゴムアスファルトルーフィング (F)1.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0 +鉄骨梁木④006 (522g/㎡)・④1020 (ダブル) 断熱材: 現場発泡ウレタン吹付 (F)2.0 断熱材木共	6	外壁A 押出し吹付セメント板 (F)4.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0 断熱材: 現場発泡ウレタン吹付 (F)2.0+断熱材木共	11	外壁F アクリル樹脂高防汚型非水分散塗料 (遮汚シ) 遮光カルシウム板 (F)2.0 V目地起りの上	15	壁紙A 壁紙: フルシ 125角、バンドレスタイプ 支持合具: GJ B 304バンドレス用	20	ホシハシ 合成ゴムW130×H150 鉄金網C-150×75×3付込み、消音部めっき処理
2	屋根B ワレタンゴム高防汚防水 X-1 年経及び立上り現場吹付 (ハト小波は縦波及び壁)	7	外壁B 水性高耐久分子塗料 (F)2.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0 断熱材: 現場発泡ウレタン吹付 (F)2.0+断熱材木共	12	外壁D 水性高耐久分子塗料 (F)2.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0 断熱材: 現場発泡ウレタン吹付 (F)2.0+断熱材木共	16	壁紙B □-100×50×4.5 消音部めっき処理 支持合具: F B-50×4.5ボルト止め消音部めっきφ1200	21	換気口A 覆い付き丸型771型7-100型 (F)100型 (F)100型)27×22防虫網付
3	屋根C 屋根B及び外壁E	8	外壁C 水性高耐久分子塗料 (F)2.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0 断熱材: G W (24kg/m³) (F)100以上+鉄骨鋼筋	13	打撃防止 ポリウレタン樹脂塗膜55AZ鋼板 (F)0.4+ゴムアスファルトルーフィング (F)1.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0 断熱材: G W (24kg/m³) (F)100以上+鉄骨鋼筋	17	化粧破風板 化粧破風板 [-150×75×8.5 消音部めっき処理	22	下種水切り ステンレス304 F B-75×8
4	庇A ボルト止めポリウレタン樹脂塗膜55AZ鋼板 (全てボルトキャップ付き)	9	外壁D 水性高耐久分子塗料 (F)2.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0 断熱材: 現場発泡ウレタン吹付 (F)2.0+断熱材木共	14	打撃防止 コンクリート吹付防止表面塗工法 (T&O防炎+遮音用)	18	ルーバーA L-125×90×90×395 受け合具: PL-250×100×4.5 消音部めっき処理	23	A
5	庇B 傾斜きポリウレタン樹脂塗膜55AZ鋼板 (F)0.4+ゴムアスファルトルーフィング (F)1.0+高圧木毛セメント板 (F)1.0 +鉄骨梁木④006 (522g/㎡)・④1020 (ダブル) 断熱材: 現場発泡ウレタン吹付 (F)2.0 断熱材木共	10	外壁E 化粧用合板型吹付打撃防止地盤補強 (コンビッチ450, 無収縮183g/㎡)			19	ルーバーB L-125×90×90×395 受け合具: L-75×75×9 消音部めっき処理	24	

■特記事項

- ・外部の見え掛り鉄部は特記なき限り全て、溶融亜鉛めっき処理とする

学校給食センター新築工事

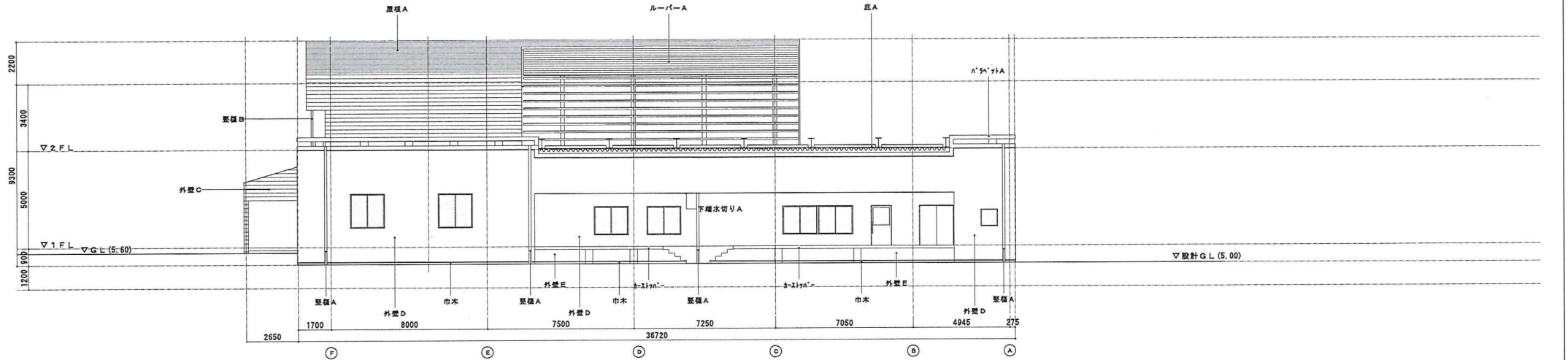
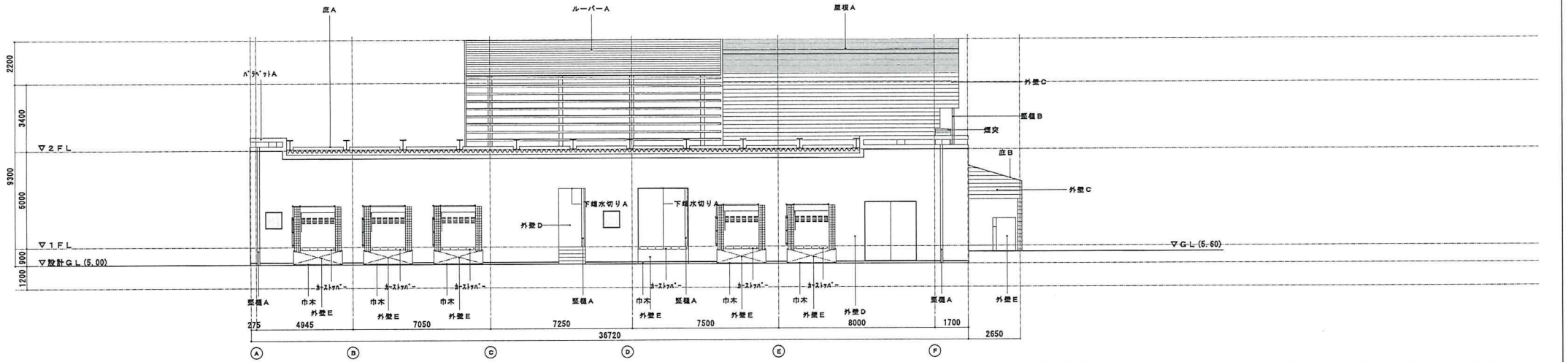
図面番号: A-26

設計番号: 29-042 図面名称: 立面図 1

SCALE: S1:1/200(A3) S2:1/200(A2) DATE: 2019.11.14

1級建築士 第298645号 田中 健一 郎

株式会社 三省設計事務所 東京都中央区新富1-10-1 (丸の内線) 丸の内ビルディング 11L (03) 625-2101 FAX 03-625-2140



外部仕上表		仕様		材料		備考												
1	屋根A 機織きポリウレタン樹脂塗膜55A2膜(7)0.4+ゴムアスファルトフーイング(7)1.0+高圧木毛セメント板(7)15 +鉄骨断木φ806(327A)、φ1820(ダブル) 断熱材:現場発泡ウレタン吹付(7)25 断熱断木片	6	外壁A 押出シボ樹脂セメント板(9)4.0+樹脂塗膜遮熱反射性樹脂壁紙V 3000.3450.3450セラミックタイル、字アクリルガラス(4779+7777)等断熱材+現場発泡ウレタン吹付(7)25	1	外壁F アクリル樹脂系防汚非水分散形塗膜(機織り) 遮熱カルシウム板(7)8.0 V 目地貼りの上	1	窓A 窓: アルミ 125角、バンドレスタイプ 支持金具: BUBOD4バンドレス用 □-100×60×4.5 溶融亜鉛めっき処理	2	h-217A 窓金物C-150×75×3打込み、溶融亜鉛めっき処理									
2	屋根B ウレタンゴム高弾力防水 X-1 平部及び立上り天端部まで(ハト巾は屋根及び壁)	7	外壁B 機織き高弾力防水塗膜(4)4.0+樹脂塗膜(4)4.0+樹脂塗膜(4)4.0+樹脂塗膜(4)4.0+樹脂塗膜(4)4.0 3000.3450.3450セラミックタイル(4779+7777)等断熱材+現場発泡ウレタン吹付(7)25	1	2	1	窓B 本鋼製地下地(第1号45×24φ300933) 遮熱防水シート(JIS A 8111) 断熱材:GW(24kg/m ³) (7)100以上+鉄骨断木	2	換気口A 機織り付丸型777+777-100型(4779+7777)等断熱材									
3	庇A 屋根B及び外壁E	8	外壁C 機織きポリウレタン樹脂塗膜55A2膜(7)0.4+ゴムアスファルトフーイング(7)1.0+高圧木毛セメント板(7)15 +断熱材:GW(24kg/m ³) (7)100以上+鉄骨断木	1	3	1	窓C 化粧樹脂板 [-150×75×6.5 溶融亜鉛めっき処理	2	2	2	2	下階水切りA ステンレス304 F B-75×8						
4	庇A ボルト止めポリウレタン樹脂塗膜55A2膜(全てボルトキャップ付き)	9	外壁D 水性無機高分子塗膜(7)2.0+1717系塗膜(7)2.0+1717系塗膜(7)2.0+1717系塗膜(7)2.0 949 477 (7)18 W455777 塗工法機織り+遮熱防水シート(JIS A 8111)+断熱材+GW(24kg/m ³) (7)100以上+鉄骨断木	1	3	1	3	打錠目地 ポリサルファイド高コーキング	2	3	3	3	3	3	3	3	3	
5	庇B 機織きポリウレタン樹脂塗膜55A2膜(7)0.4+ゴムアスファルトフーイング(7)1.0+高圧木毛セメント板(7)15 +鉄骨断木φ806(327A)、φ1820(ダブル) 断熱材:現場発泡ウレタン吹付(7)25 断熱断木片	10	外壁E コンクリート遮熱防止表面塗装工法(TA01防炎+遮断用) 化粧用合板化粧断熱地床地床断熱(コンパンビッチ450, 断熱断木φ345)	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1

<p>■特記事項</p> <p>・外壁の見え掛り鉄部は特記なき限り全て、溶融亜鉛めっき処理とする</p>	<p>学校給食センター新築工事</p> <p>図面番号 A-27</p> <p>図面番号 20-042</p> <p>図面名称 立面図-2</p> <p>図面日付 2019.11.14</p> <p>1 級建築士 第298645号 田中 健一郎</p> <p>〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 三井物産ビルディング</p> <p>TEL 03(62)23-2134 FAX 03-62-2146</p>
--	---

資料4
(外観完成予想図)



学校給食センター新築工事 外観完成予想図

議案第3号

学校給食センター新築工事（電気）請負契約の締結について

提案理由

次のとおり、学校給食センター新築工事（電気）を契約するため、議会の議決を経る必要があるので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条7号の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和2年1月29日

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

- 1 契約の目的 学校給食センター新築工事（電気）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 215,894,800円
- 4 契約の相手方 九電工・第一電設特定建設工事共同企業体
代表構成員 長崎県島原市前浜町丙138-1
株式会社 九電工 島原営業所
所長 下条 智弘
その他構成員 長崎県南島原市深江町乙336番地1
株式会社 第一電設 南島原営業所
所長 梅崎 綾子

議案第4号

学校給食センター新築工事（機械）請負契約の締結について

提案理由

次のとおり、学校給食センター新築工事（機械）を契約するため、議会の議決を経る必要があるので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条7号の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和2年1月29日

南島原市教育委員会

教育長 永田 良二

- 1 契約の目的 学校給食センター新築工事（機械）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 564,740,000円
- 4 契約の相手方 三信設備・吉田屋産業特定建設工事共同企業体
代表構成員 長崎県南島原市深江町戊1145番地
三信設備有限会社南島原営業所
所長 馬場 智美
その他構成員 長崎県南島原市有家町山川786-2
合資会社吉田屋産業
代表社員 志岐 哲男

議案第5号

財産の取得について（学校給食センター厨房機器購入）

次のとおり教育財産を取得するため、議会の議決を経る必要があるので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第7号の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和2年1月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

- 1 財産の種類 厨房機器
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 455,400,000円
- 4 契約の相手方 長崎県諫早市栄田町22番50号
株式会社 長崎日調
代表取締役社長 萩原 悟